

○関連参考資料

○旅館業法の遵守の徹底について（平成27年11月27日付け厚生労働省厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知）（抜粋）

平成26年7月10日付け当職通知「旅館業法の遵守の徹底について」において、自宅等の建物を活用する場合においても宿泊料と見なすことができる対価を得て人を宿泊させる業を営む者については、旅館業法第3条の許可を取得する必要がある旨をお示しするとともに、同法の遵守についての周知徹底及び事業者への指導徹底を求めているところですが、今般、本通知に基づく各自治体における対応状況等について、本年7月に依頼したフォローアップ調査の結果を取りまとめましたので、情報提供いたします。

貴職におかれましては、本調査結果においてお示した「旅館業法の無許可営業者に対する指導（等）事例」なども参考にいただき、悪質な事例や住民とのトラブル事例が発生していることなどを踏まえ、引き続き、関係機関とも必要な連携を図りながら、適切な指導等に努めていただくとともに、旅館業法に関する正しい情報の発信等に努めていただくよう、よろしくお願いいたします。

特に、最近では、マンション等の共同住宅を使用した事例として、騒音、ごみ捨てなどに関する住民トラブルのほか、マンション管理規約に違反した住宅以外の目的の使用や、賃貸借契約に違反した目的外使用・無断転貸などの問題も生じており、旅館業法の許可の取扱いに当たっては、管理規約等を踏まえた適正な使用権原の有無等についても留意した対応をお願いいたします。

また、自宅等の建物を活用した宿泊サービスの提供に関し、旅館業法との関係を整理したQ&Aをとりまとめたものを併せて送付いたしますので、適宜、ご活用下さい。

なお、自宅等の建物を活用したいいわゆる「民泊サービス」のあり方については、「規制改革実施計画」（平成27年6月30日閣議決定）において、「インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る（平成27年検討開始、平成28年結論）」とされたところであり、厚生労働省及び観光庁においては、今般、「「民泊サービス」のあり方に関する検討会」を開催し、検討を開始したところです。今後、同検討会における検討結果を踏まえ、必要な措置を講じる予定であることを申し添えます。

○旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成24年4月1日付け厚生労働省健康局長通知）（抜粋）

第2 改正の内容

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあり、同法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（以下において「伝統的建造物」という。）であって、営業の許可に際して、当該伝統的建造物であることの市町村の確認書が添付され、次の各号に掲げる要件を満たしている旅館営業施設については、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）第1条第2項第4号に定める基準（玄関帳場等）について、適用しないことができること。

- 1 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。
- 2 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物であること。
- 3 伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第1条第2項第4号に規定する玄関帳場等を設けることが困難であること。
- 4 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。具体的には以下(1)から(3)の状態を指すこと。
 - (1) ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況が確認できること。
 - (2) 管理事務所等において宿泊者と面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。
 - (3) 管理事務所等から旅館営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ、宿泊者に鍵を引き渡すこと。
- 5 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。具体的には以下(1)から(4)の状態を指すこと。
 - (1) 旅館営業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されていること。
 - (2) 旅館営業施設が管理事務所等から速やかに駆けつけることができる範囲であること。
 - (3) 宿泊者の安全等を確保するためのマニュアルを整備すること。
 - (4) 地方公共団体、防犯関係者、消防関係者、観光又は地域振興に取り組む関係者等が、状況の確認と情報交換を行う体制を構築すること。

第3 その他

旅館業法の第2条第4項に規定する簡易宿所営業の施設については、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日性衛発1811号厚生省生活衛生局長通知）の別添3「旅館業法における衛生等管理要領」のⅡの第2の3において、「適当な規模の玄関、玄関帳場又はフロント及びこれに類する設備を設けること」と定めているが、重要伝統的建造物群保存地区以外の伝統的建造物であっても上記第2の要件を満たす場合においては、同様に取り扱うことができること。